

X-50
10-3
50

戦後教育資料の編纂に際して

天野	137
----	-----

この法律案は、今度の国会に提出されることになりましたが、国会を通過して法律となるまでに、また法律となつても、前途に多くの困難が予想されます。そして、これを突破するためには是非とも皆様方の御協力を得たいと思ひますので以下ここにその理由を述べる次第です。

一 この法律の目的は、憲法で保障されている義務教育のために毎年必要な最低の金額を、都道府縣及び市町村から出していたゞいて、どんな貧乏な村に住んでいる人でも、豊かな村に住んでいる人と同じように、最低の義務教育を受けることができるようにすることが目的なのです。

二 そうすると、ここに一つの心配がありますそれは貧乏な村が義務教育のために多くの金額を出さなければならぬとすると、衛生や道路工事や農業、漁業などのために使う金額が少くなるのではないかと云ふことです。しかし、実際には心配はないのです。というのは、これも今度の国会に提出される「地方財政平衡交付金法」によつて、その村でいろいろの方面の事業のために出さなければならぬ金額とその村の税金によつて入る金額との差は、国が保障するからです。即ち、若しその村がどうしても使わなければならぬ金額が五百万円であると認められ、税金による収入が二百万円であると認められれば、三百万円を国がその村に與えることになります。したがつて、義務教育にあてる金額がいくら多くなつても、それだけ余計にその村に国から補助金が送られるのですから、義務教育以外の必要な事業は妨げられることはないのです。又この法律で定める最低の金額は、今まで義務教育のために使うことになつていた金額に止めてありますから、他の事業に必要な金額に喰ひ込む心配はないのです。

三 以上のように、義務教育のために充分の金額が充てられるように

なれば、従来のように半強制的寄附や、P・T・Aの会費も少くても済むか又は校舎の修理費や答案用紙まで買わなければならぬといふようなことはなくなつて、学校も有益な図書を買つたり、映画幻灯のフィルムを買つたり、楽器をそろえたり、理科実験の設備や材料を備へたり、衛生設備を充実することもできるようになると思われぬのです。

さて、このような目的を持つ法律に対して、意外にも一部から反対があるのです。これは一体どういう訳かを次に述べませう。

四

(4) この法律は、文部大臣が地方の教育予算を他の予算から切り離して中央統制するものだというのが一つの理由です。しかし、そんなことはありません。文部大臣は、地方団体の代表者である地方財政委員会と力を合わせて、法律にはつきりきめられている計算方法で合理的な金額をきめるだけで、少くともこの金額でどういう方法によつて立派な義務教育を行つて行

くかについては、皆さんの代表者である地方議会できめることができるからです。この法律は、唯、最低限度必要な義務教育費として定められたものを他に必要があるからというので横流ししてはいけなないということをきめていただけなのです。

(5) 義務教育のためにどれだけの金額を振り向けるかを地方団体の自由にすべきであるというのが第二の理由です。

勿論、全国の市町村長が六、三制の完遂その他教育のためにどれ程熱意を拂つて来られたかは皆さんも御存知の通りです。しかし、若し今後も義務教育のために盡す決心をしておられる市町村長にとつては、この法律は何等の妨げにもなりません。というのは、この法律は、義務教育の最低限度を保障する金額を定めたものであつて、熱心な市町村は、これ以上の金額を義務教育のために支出して下さるだらうからです。そうなれば、法律のあることは、その市町村の自治を妨げるなどということはない

全然あり得ないので。他方、この法律があれば、不熱心な地方の教員俸給の不拂とかP、T、Aの強制寄附とかがなくなる訳です。憲法上の保障が確保されることになるのです。若し予算に余裕があれば教科書学用品の無償配布も出来るわけです。

(イ) 義務教育のために多額の金額を支出することは、市町村の財政を困難にし、市町村行政を窮乏化するというのが第三の理由です。このことについては、既に述べました。国から充分な補助金が與えられることと、最低の義務教育費が今まで支出することになつていた金額とP、T、A等の寄附金の合計に止められていることによつて、少しも心配はないのです。しかもP、T、A等の寄附金は廃止する代りに地租家屋税住民税等は二倍乃至三倍に増額されるのですから税の増収で保障されます。

(ロ) 義務教育について法律で最低の経費を保障することになれば、他の警察、土木、保健衛生、社会事業等についても、同様の措置が必要になり、地方財政の自主性が破壊されるのではないかと、というのが第四の理由です。

しかし、これらの事業は、義務教育のように憲法上の義務ではないのですから、義務教育以外の教育と同じように国が法律によつて必要な金額を保障しなけければならないという性質のものではありません。又教育費は、土木費や警察費と違つて、P、T、Aにそれだけの金額を代つて負担させる道もあり、地味な経費でもありませんから、最も予算削減の対象となり易いので、寄附で困つておられる父兄の負担を少くし、教育内容の充實を図るには、どうしても法律ではつきり金額をきめておく必要があるのです。

五 最後に、この間、税制改正のために来日されたシャウブ博士も教育の重要法は特に認めておられるのですから、この法律が制定され

ることは、シャウブ博士の勸告の主旨から言つても少しも差支えな
いばかりでなく、むしろ望ましいことなのです。反対される人には、
この法律の本当の意味を誤解しておられるのではないかと思われ
るのです。

